

岩手県告示第 624 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 8 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市高田町字栃ヶ沢 57 番 3 地先から竹駒町字滝の里 8 番 1 地先まで	新	A m 36.4~9.0	m 1,453.6
		B 68.8~17.0	1,553.0
陸前高田市竹駒町字滝の里 20 番 5 地先から 15 番 5 地先まで	C	21.0~9.0	74.5
陸前高田市高田町字栃ヶ沢 57 番 3 地先から竹駒町字滝の里 8 番 1 地先まで	旧	A 36.4~9.0	1,453.6
		B 68.8~15.4	1,553.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで